特　許　証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第７２３９４８２号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)　光学療法デバイス

特許権者
(PATENTEE)　ノルウェー国，クリスチャンサン　エス　４６
３６，ステマネ　２５
国籍・地域　ノルウェー王国
アクライト　エーエス

発明者
(INVENTOR)　**ソルベルグ，ヤン　フレデリック**

出願番号
(APPLICATION NUMBER)　特願２０１９－５４８９４６

出願日
(FILING DATE)　平成３０年　３月　６日(March 6, 2018)

登録日
(REGISTRATION DATE)　令和　５年　３月　６日(March 6, 2023)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和　５年　３月　６日(March 6, 2023)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

濱野幸一

特許証送付先
住　所
〒１０６－００３２
東京都港区六本木６－１０－１　六本木ヒルズ森タワー２３階　ＴＭＩ総合法律事務所

氏　名
稲葉　良幸
様

特許権設定登録通知書

特許番号	第７２３９４８２号
登録日	令和　５年　３月　６日
出願番号	特願２０１９－５４８９４６
出願日	平成３０年　３月　６日
請求項の数	6
納付年分	第　３年分まで
受領金額	１８，３００円
受領日	令和　５年　３月　２日

重　要　特許料の納付について

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から２０年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。
　なお、**第４年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。※**
　この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）
・第４年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後６ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ
https://www.jpo.go.jp/index.html

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。
『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』
https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第　４年分	令和　８年(2026年)　３月　６日
第　５年分	令和　９年(2027年)　３月　６日
第　６年分	令和１０年(2028年)　３月　６日
第　７年分	令和１１年(2029年)　３月　６日
第　８年分	令和１２年(2030年)　３月　６日
第　９年分	令和１３年(2031年)　３月　６日
第１０年分	令和１４年(2032年)　３月　６日
第１１年分	令和１５年(2033年)　３月　６日
第１２年分	令和１６年(2034年)　３月　６日
第１３年分	令和１７年(2035年)　３月　６日
第１４年分	令和１８年(2036年)　３月　６日
第１５年分	令和１９年(2037年)　３月　６日

（注）納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先　審査業務課登録室
電話　０３（３５８１）１１０１（代表）
特許担当　内線　２７０８